

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| 第6章 通関  | 第6章 通関   |
| 第7節 知的財産侵害物品（輸出）  | 第7節 知的財産侵害物品（輸出）   |
| (用語の定義)<br>69の2～69の10-1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。<br>(1) (省略)<br>(2) 「知的財産」 知的財産権及び不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第1項第1号若しくは第2号（（定義））に規定する商品等表示 <u>、同項第3号に規定する商品の形態又は同項第10号若しくは第11号に規定する技術的制限手段であって不正競争差止請求権者（法第69条の3（（輸出してはならない貨物に係る認定手続））に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）をいう。<br/>(3)～(18) (省略)</u> | (用語の定義)<br>69の2～69の10-1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。<br>(1) (同左)<br>(2) 「知的財産」 知的財産権及び不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第1項第1号若しくは第2号（（定義））に規定する商品等表示 <u>又は</u> 同項第3号に規定する商品の形態であって不正競争差止請求権者（法第69条の3（（輸出してはならない貨物に係る認定手続））に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）をいう。<br>(3)～(18) (同左) |
| (知的財産の侵害とはならない物品)<br>69の2-6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。<br>(1) (省略)<br>(2) (省略)<br>(3) 保護対象商品等表示等については、不正競争防止法第19条第1項第1号から第5号まで又は第7号（（適用除外等））に掲げる行為を組成する物品   | (知的財産の侵害とはならない物品)<br>69の2-6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。<br>(1) (同左)<br>(2) (同左)<br>(3) 保護対象商品等表示等については、不正競争防止法第19条第1項第1号から第5号（（適用除外））に掲げる行為を組成する物品  |
| (輸出（積戻し）差止申立書の添付資料)<br>69の4-3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。<br>(1) 知的財産の内容を証する書類<br>登録原簿の謄本（認証官印付きであることを要しない。）及び公報（登録後に訂正があった場合の特許審決公報等を含む。著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき資料等、育成者権については、品  | (輸出（積戻し）差止申立書の添付資料)<br>69の4-3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。<br>(1) 知的財産の内容を証する書類<br>登録原簿の謄本（認証官印付きであることを要しない。）及び公報（登録後に訂正があった場合の特許審決公報等を含む。著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき資料等、育成者権については、品   |

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>種登録簿の謄本とし、保護対象商品等表示等については、法第69条の4第1項に規定する書面(以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。)とする。(税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書を除き、輸出差止申立ての受理後の提出を認めて差し支えない。)</p> <p>(注) 経済産業大臣申立時意見書には、次の事項について意見及びその理由が述べられる(関税法第69条の4第1項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則(以下「意見書等に関する規則」という。)第3条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する商品等表示<br/>申立不正競争差止請求権者(意見書等に関する規則第1条第1号に規定する申立不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。)に係る商品等表示が輸出先の国又は地域の需要者の間に広く認識されているものであること</li> <li>② 不正競争防止法第2条第1項第2号に規定する商品等表示<br/>申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示が著名なものであること</li> <li>③ 不正競争防止法第2条第1項第3号に規定する商品の形態<br/>申立不正競争差止請求権者に係る商品の形態が当該商品の機能を確保するために不可欠な形態ではなく、かつ、当該商品が日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過していないものであること</li> <li>④ <u>不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する技術的制限手段</u><br/><u>申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために用いているものでなく、かつ、営業上用いられているものであること</u></li> <li>⑤ <u>不正競争防止法第2条第1項第11号に規定する技術的制限手段</u><br/><u>申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上用</u></li> </ul> | <p>種登録簿の謄本とし、保護対象商品等表示等については、法第69条の4第1項に規定する書面(以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。)とする。(税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書を除き、輸出差止申立ての受理後の提出を認めて差し支えない。)</p> <p>(注) 経済産業大臣申立時意見書には、次の事項について意見及びその理由が述べられる(関税法第69条の4第1項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則(以下「意見書等に関する規則」という。)第3条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する商品等表示<br/>申立不正競争差止請求権者(意見書等に関する規則第1条第1号に規定する申立不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。)に係る商品等表示が輸出先の国又は地域の需要者の間に広く認識されているものであること</li> <li>② 不正競争防止法第2条第1項第2号に規定する商品等表示<br/>申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示が著名なものであること</li> <li>③ 不正競争防止法第2条第1項第3号に規定する商品の形態<br/>申立不正競争差止請求権者に係る商品の形態が当該商品の機能を確保するために不可欠な形態ではなく、かつ、当該商品が日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過していないものであること</li> </ul> |

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p><u>いているものであること</u></p> <p>⑥ 申立不正競争差止請求権者が輸出差止申立ての際に申立先税<br/>関に提出する証拠が当該輸出差止申立てに係る侵害の事実を疎<br/>明するに足りると認められるものであること</p> <p>(輸出差止申立ての受理前の公表等)</p> <p>69の4-6 前記69の4-2の規定に基づき提出された「輸出（積戻し）差<br/>止申立書」の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速<br/>やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1) 税関ホームページにおける公表等</p> <p>総括知的財産調査官は、申立審査通達の第2章において準用する第1章<br/>の2の(1)により申立先税関の本関知的財産調査官から送付された「輸<br/>出（積戻し）差止申立書」等の写しに基づき、次の事項を財務省の税関ホ<br/>ームページを利用して公表する。この場合には、利害関係者が申立先税関<br/>に意見を提出できる旨を付記するものとする。</p> <p>① 「知的財産種別」 特許権、意匠権等の権利の種類を表示する。<br/>② 「知的財産の内容」 権利の登録番号を表示する。特許権又は実用新<br/>案権の場合で、請求項が限定されている場合には、当該請求項番号を併<br/>せて表示する。登録番号のない知的財産については、次の内容を表示す<br/>る。</p> <p>イ 著作権 著作物の種類及びその内容（映画の著作物及びそのタイト<br/>ル等）<br/>ロ 著作隣接権 対象となる媒体（レコード、CD等）及びタイトル・<br/>実演家の名称等<br/>ハ 不正競争防止法</p> <p>(イ) <u>同法第2条第1項第1号又は第2号の場合</u> 経済産業大臣申立時<br/>意見書に記載されている商品等表示<br/>(ロ) <u>同法第2条第3号の場合</u> 経済産業大臣申立時意見書に記載<br/>されている商品形態及び商品名<br/>(ハ) <u>同法第2条第10号又は第11号の場合</u> 経済産業大臣申立時<br/>意見書に記載されている技術的制限手段</p> | <p>④ 申立不正競争差止請求権者が輸出差止申立ての際に申立先税<br/>関に提出する証拠が当該輸出差止申立てに係る侵害の事実を疎<br/>明するに足りると認められるものであること <u>（平成18年4月1<br/>日以降に経済産業大臣に対し行われた意見を求める旨の申請に<br/>係る経済産業大臣申立時意見書に限る。）</u></p> <p>(輸出差止申立ての受理前の公表等)</p> <p>69の4-6 前記69の4-2の規定に基づき提出された「輸出（積戻し）差<br/>止申立書」の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速<br/>やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1) 税関ホームページにおける公表等</p> <p>総括知的財産調査官は、申立審査通達の第2章において準用する第1章<br/>の2の(1)により申立先税関の本関知的財産調査官から送付された「輸<br/>出（積戻し）差止申立書」等の写しに基づき、次の事項を財務省の税関ホ<br/>ームページを利用して公表する。この場合には、利害関係者が申立先税関<br/>に意見を提出できる旨を付記するものとする。</p> <p>① 「知的財産種別」 特許権、意匠権等の権利の種類を表示する。<br/>② 「知的財産の内容」 権利の登録番号を表示する。特許権又は実用新<br/>案権の場合で、請求項が限定されている場合には、当該請求項番号を併<br/>せて表示する。登録番号のない知的財産については、次の内容を表示す<br/>る。</p> <p>イ 著作権 著作物の種類及びその内容（映画の著作物及びそのタイト<br/>ル等）<br/>ロ 著作隣接権 対象となる媒体（レコード、CD等）及びタイトル・<br/>実演家の名称等<br/>ハ 不正競争防止法</p> <p>(イ) <u>周知表示混同惹起品又は著名表示冒用品の場合</u> 経済産業大臣申<br/>立時意見書に記載されている商品等表示<br/>(ロ) <u>形態模倣品の場合</u> 経済産業大臣申立時意見書に記載されて<br/>いる商品形態及び商品名</p> |

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| ③～⑥ (省略)  | ③～⑥ (同左)   |
| 第8節 知的財産侵害物品（輸入）  | 第8節 知的財産侵害物品（輸入）   |
| (用語の定義)   | (用語の定義)  |
| 69の11～69の21－1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。  | 69の11～69の21－1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。   |
| (1) (省略)  | (1) (同左)   |
| (2) 「知的財産」 知的財産権及び不正競争防止法第2条第1項第1号若しくは第2号((定義))に規定する商品等表示 <u>、</u> 同項第3号に規定する商品の形態又は同項第10号若しくは第11号に規定する技術的制限手段であって不正競争差止請求権者(法第69条の12((輸入してはならない貨物に係る認定手続))に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。)に係るもの(以下「保護対象商品等表示等」という。)をいう。 | (2) 「知的財産」 知的財産権及び不正競争防止法第2条第1項第1号若しくは第2号((定義))に規定する商品等表示 <u>又は</u> 同項第3号に規定する商品の形態であって不正競争差止請求権者(法第69条の12((輸入してはならない貨物に係る認定手続))に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。)に係るもの(以下「保護対象商品等表示等」という。)をいう。 |
| (知的財産の侵害とはならない物品)   | (知的財産の侵害とはならない物品)  |
| 69の11－6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。  | 69の11－6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。   |
| (1) (省略)  | (1) (同左)   |
| (2) (省略)  | (2) (同左)   |
| (3) (省略)  | (3) (同左)   |
| (4) (省略)  | (4) (同左)   |
| (5) 保護対象商品等表示等については、不正競争防止法第19条第1項第1号から第5号まで又は第7号((適用除外等))に掲げる行為を組成する物品   | (5) 保護対象商品等表示等については、不正競争防止法第19条第1項第1号から第5号((適用除外))に掲げる行為を組成する物品  |
| (輸入差止申立書の添付資料)  | (輸入差止申立書の添付資料)   |
| 69の13－3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。  | 69の13－3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。   |
| (1) 知的財産の内容を証する書類   | (1) 知的財産の内容を証する書類  |
| 登録原簿の謄本(認証官印付きであることを要しない。)及び公報(登録後に訂正があった場合の特許審決公報等を含む。著作権又は著作隣接権   | 登録原簿の謄本(認証官印付きであることを要しない。)及び公報(登録後に訂正があった場合の特許審決公報等を含む。著作権又は著作隣接権  |

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>については、当該権利の発生を証すべき資料等、育成者権については、品種登録簿の謄本とし、保護対象商品等表示等については、法第69条の13第1項に規定する書面(以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。)とする。)(税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書を除き、輸入差止申立ての受理後の提出を認めて差し支えない。)</p> <p>(注) 経済産業大臣申立時意見書には、次の事項について意見及びその理由が述べられる(意見書等に関する規則第3条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する商品等表示<br/>申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示が全国の需要者の間に広く認識されているものであること</li> <li>② 不正競争防止法第2条第1項第2号に規定する商品等表示<br/>申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示が著名なものであること</li> <li>③ 不正競争防止法第2条第1項第3号に規定する商品の形態<br/>申立不正競争差止請求権者に係る商品の形態が当該商品の機能を確保するために不可欠な形態ではなく、かつ、当該商品が日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過していないものであること</li> <li>④ <u>不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する技術的制限手段</u><br/><u>申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために用いているものでなく、かつ、営業上用いられているものであること</u></li> <li>⑤ <u>不正競争防止法第2条第1項第11号に規定する技術的制限手段</u><br/><u>申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上用いているものであること</u></li> <li>⑥ 申立不正競争差止請求権者が輸入差止申立ての際に申立先税関に提出する証拠が当該輸入差止申立てに係る侵害の事実を疎</li> </ul> | <p>については、当該権利の発生を証すべき資料等、育成者権については、品種登録簿の謄本とし、保護対象商品等表示等については、法第69条の13第1項に規定する書面(以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。)とする。)(税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書を除き、輸入差止申立ての受理後の提出を認めて差し支えない。)</p> <p>(注) 経済産業大臣申立時意見書には、次の事項について意見及びその理由が述べられる(意見書等に関する規則第3条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する商品等表示<br/>申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示が全国の需要者の間に広く認識されているものであること</li> <li>② 不正競争防止法第2条第1項第2号に規定する商品等表示<br/>申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示が著名なものであること</li> <li>③ 不正競争防止法第2条第1項第3号に規定する商品の形態<br/>申立不正競争差止請求権者に係る商品の形態が当該商品の機能を確保するために不可欠な形態ではなく、かつ、当該商品が日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過していないものであること</li> <li>④ 申立不正競争差止請求権者が輸入差止申立ての際に申立先税関に提出する証拠が当該輸入差止申立てに係る侵害の事実を疎</li> </ul> |

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>明するに足りると認められるものであること</p> <p>(輸入差止申立ての受理前の公表等)</p> <p>69の13-6 前記69の13-2の規定に基づき提出された「輸入差止申立書」の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1) 税関ホームページにおける公表等</p> <p>総括知的財産調査官は、申立審査通達の第1章の2の(1)により申立先税関の本関知的財産調査官から送付された「輸入差止申立書」等の写しに基づき、次の事項を財務省の税関ホームページを利用して公表する。この場合には、利害関係者が申立先税関に意見を提出できる旨を付記するものとする。</p> <p>① 「知的財産種別」 特許権、意匠権等の権利の種類を表示する。</p> <p>② 「知的財産の内容」 権利の登録番号を表示する。特許権又は実用新案権の場合で、請求項が限定されている場合には、当該請求項番号を併せて表示する。登録番号のない知的財産については、次の内容を表示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 著作権 著作物の種類及びその内容（映画の著作物及びそのタイトル等）</li> <li>ロ 著作隣接権 対象となる媒体（レコード、CD等）及びタイトル・実演家の名称等</li> <li>ハ 不正競争防止法</li> </ul> <p>(イ) <u>同法第2条1項第1号又は第2号の場合</u> 経済産業大臣申立時意見書に記載されている商品等表示</p> <p>(ロ) <u>同法第2条1項第3号の場合</u> 経済産業大臣申立時意見書に記載されている商品形態及び商品名</p> <p>(ハ) <u>同法第2条1項第10号又は第11号の場合</u> 経済産業大臣申立時意見書に記載されている技術的制限手段</p> <p>③～⑥ (省略)</p> | <p>明するに足りると認められるものであること <u>（平成18年4月1日以降に経済産業大臣に対し行われた意見を求める旨の申請に係る経済産業大臣申立時意見書に限る。）</u></p> <p>(輸入差止申立ての受理前の公表等)</p> <p>69の13-6 前記69の13-2の規定に基づき提出された「輸入差止申立書」の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1) 税関ホームページにおける公表等</p> <p>総括知的財産調査官は、申立審査通達の第1章の2の(1)により申立先税関の本関知的財産調査官から送付された「輸入差止申立書」等の写しに基づき、次の事項を財務省の税関ホームページを利用して公表する。この場合には、利害関係者が申立先税関に意見を提出できる旨を付記するものとする。</p> <p>① 「知的財産種別」 特許権、意匠権等の権利の種類を表示する。</p> <p>② 「知的財産の内容」 権利の登録番号を表示する。特許権又は実用新案権の場合で、請求項が限定されている場合には、当該請求項番号を併せて表示する。登録番号のない知的財産については、次の内容を表示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 著作権 著作物の種類及びその内容（映画の著作物及びそのタイトル等）</li> <li>ロ 著作隣接権 対象となる媒体（レコード、CD等）及びタイトル・実演家の名称等</li> <li>ハ 不正競争防止法</li> </ul> <p>(イ) <u>周知表示混同惹起品又は著名表示冒用品の場合</u> 経済産業大臣申立時意見書に記載されている商品等表示</p> <p>(ロ) <u>形態模倣品の場合</u> 経済産業大臣申立時意見書に記載されている商品形態及び商品名</p> <p>③～⑥ (同左)</p> |